

○さいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例

平成14年12月26日

条例第124号

改正 平成17年3月25日条例第141号

平成18年9月22日条例第61号

平成19年3月15日条例第25号

平成20年10月17日条例第49号

平成23年3月9日条例第13号

(議員の定数)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、さいたま市議会の議員の定数は、60人とする。

(一部改正〔平成20年条例第49号〕)

(各選挙区において選挙すべき議員の数)

第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区 議員数

西区 4人

北区 7人

大宮区 5人

見沼区 8人

中央区 5人

桜区 5人

浦和区 7人

南区 9人

緑区 5人

岩槻区 5人

(一部改正〔平成17年条例141号・18年61号・20年49号・23年13号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成15年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この条例中第1条の規定は同条の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から、第2条の規定は同条の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

附 則 (平成17年3月25日条例第141号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後のさいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

(議員の定数の見直し)

- 3 さいたま市議会は、この条例の施行の日以後最初に地方自治法(昭和22年法律第67号)第254条に規定する人口に基づき議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数について整備を行う際、併せて、必要に応じ、議員の定数の見直しを行うものとする。

附 則 (平成18年9月22日条例第61号)

改正 平成19年3月15日条例第25号

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後のさいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

(議員の定数の見直し)

- 3 さいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例(平成17年さいたま市条例第141号)附則第3項に規定する議員の定数の見直しについては、この条例による同項に規定する整備を行った後も、前項の一般選挙後その期日を告示される一般選挙からの適用に向けて、引き続き行うものとする。

(追加〔平成19年条例25号〕)

- 4 前項の規定は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

(追加〔平成19年条例25号〕)

附 則 (平成19年3月15日条例第25号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月17日条例第49号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後のさいたま市議会議員定数及び各選挙区議員数に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

（各選挙区において選挙すべき議員の数についての整備）

- 3 施行日から前項の一般選挙の期日の告示の日の前日までの間に、国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果が官報で公示された場合は、改正後の条例第2条に規定する各選挙区において選挙すべき議員の数について必要な整備を行うものとする。

附 則（平成23年3月9日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後のさいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。